

【事案 26-55】 障害給付金支払請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当せず障害給付金が支払われないことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 2 月の自転車事故により左手指に後遺障害を負ったので、症状固定日が記載された診断書で、障害給付金を請求した。しかし、保険会社は、「機能訓練により緩解の見通しがある」との記載から、現時点では症状が固定されたものとは認められないとの理由で、支払対象外とされた。

以下の理由により、障害給付金を支払ってほしい。

- (1) 後遺障害は、労災や自賠責保険、損害保険では受傷から 180 日時点の障害の残存状態で判断していることから、生命保険においても残存状態により判断すべきである。(主張①)
- (2) 保険会社が、カルテを確認せずに、診断書の「緩解の見通しがある」との記載のみをもって、「回復の見込みがある」と判断したことに問題がある。(主張②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款では、障害給付金の支払事由として、「被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内のこの特約の保険期間中に身体障害表（別表）の第 1 級から第 6 級までの障害状態に該当したとき」と規定している。
- (2) 本件障害は、身体障害表（別表）の手指の障害に関するもののうち、第 6 級 40 号の「(略) 第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの」に該当するかが問題となり、「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、「手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みのない場合をいいます」とされている。
- (3) 申立人の診断書では、第 3 指中手指節関節、第 4 指中手指節関節、第 5 指近位指節間関節の運動範囲がいずれも生理的運動範囲の 2 分の 1 以下であったことが認められるが、「今後の機能訓練により緩解の見通しはある」と記載されており、回復の可能性があったと認められるため、約款の支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 主張①について

労災や自賠責保険、損害保険において、申立人の症状固定に関し、どのように判断したのかは明らかではないが、労災や自賠責保険、損害保険等の各種保険は、制度や目的が異なる

り、同じ事故に対する対応が同様でなければならないということにはならず、また、保険会社の約款の内容が、不適切とは認められないので、約款にもとづき申立人の請求を認めなかった保険会社の対応が不当とはいえない。

2. 主張②について

- (1) 本件において、保険会社は、平成 10 年の請求時にカルテの確認を行なったか否かは記録がなく不明で、平成 26 年の再請求時には、申立人が病院へ確認したところ、カルテは現存しないとのことであった。
- (2) しかし、保険会社は、保険金・給付金の請求を受けた場合において、常にカルテの確認をしなければならないわけではなく、診断書の記載から回復の可能性が理解できた本件においては、仮に、相手方がカルテを確認していなかったとしても、対応に問題があったとまでは認められない。